

◎ 労務費見積り規程

平成26年10月1日

HIDA 14-10-264

最新改正 令和6年1月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人海外産業人材育成協会が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な労務費の見積り等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

第2条 受託等事業の実施に必要な労務費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

2 受託等事業の労務費契約額は、この規程により見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託し、又は発注する者（以下「委託者」という。）の事由により、この規程に基づき見積る労務費により契約を締結することができない場合は、委託者との協議の上、別に定める方法により計算する額によることができる。

3 労務費の計算は、当該受託等事業に従事した職員について、次条に定める労務費単価に事業に従事した時間数又は日数を乗じて得た額とする。

(労務費単価)

第3条 労務費単価は職員の雇用維持に必要な費用を区分別に算出した平均単価を基準として定めるものとし、その額は別表1のとおりとする。但し、令和5年度受託等事業については、別表2のとおりとする。

(労務費単価の改定)

第4条 前条に定める労務費単価について、実態に照らし著しく差異が生じる等の事情が発生した際はこれを改定することができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めがないこと又はより難いことについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。(経営戦略G)

附 則 (HIDA15 - 03 - 007)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。(経営戦略G)

附 則 (AOTS21 - 01 - 47)

この規程は、令和4年1月21日から施行する。(経営戦略G)

附 則 (AOTS22 - 03 - 335)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(経営戦略G)

附 則 (A0TS23 - 01 - 045)

この規程は、令和6年1月17日から施行する。(経営戦略G)

別表1 (令和6年度以降の実施事業に適用)

1. 国内勤務者

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価 (時間)	労務費単価 (日)
VI区分	VI区分	8,800	66,000
V区分	V区分	7,400	55,500
IV区分	IV区分-1	7,800	58,500
	IV区分-2	6,700	50,250
	IV区分-3	5,900	44,250
III区分	III区分	5,500	41,250
II区分	I・II区分	4,300	32,250
I区分			

2. 海外勤務者 (バンコク)

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価 (時間)	労務費単価 (日)
VI区分	VI区分	18,000	117,000
V区分	V区分	16,400	106,600
IV区分	IV区分	16,300	105,950
III区分	III区分	14,300	92,950
II区分	I・II区分	11,300	73,450
I区分			

3. 海外勤務者 (ジャカルタ)

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価 (時間)	労務費単価 (日)
VI区分	VI区分	18,000	126,000
V区分	V区分	16,400	114,800
IV区分	IV区分	16,300	114,100
III区分	III区分	14,400	100,800
II区分	I・II区分	11,500	80,500
I区分			

4. 海外勤務者（ニューデリー）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	16,700	133,600
V区分	V区分	15,300	122,400
IV区分	IV区分	15,200	121,600
III区分	III区分	13,500	108,000
II区分	I・II区分	11,000	88,000
I区分			

注： 労務費単価区分「IV区分-1」は役割責任区分VI区分（部長・館長・室長・特命部長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「IV区分-2」は役割責任区分V区分（グループ長・上級担当長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「IV区分-3」はグループ長補佐・担当長に任命した職員

別表2（令和5年度までの実施事業に適用）

1. 国内勤務者

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	8,800	66,000
V区分	V区分	7,200	54,000
IV区分	IV区分-1	7,200	54,000
	IV区分-2	6,700	50,250
	IV区分-3	5,800	43,500
III区分	III区分	5,800	43,500
II区分	II区分	4,200	31,500

2. 海外勤務者（バンコク）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	13,800	89,700
V区分	V区分	12,300	79,950
IV区分	IV区分	12,100	78,650
III区分	III区分	11,600	75,400
II区分	II区分	8,800	57,200

3. 海外勤務者（ジャカルタ）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	12,400	86,800
V区分	V区分	11,000	77,000
IV区分	IV区分	10,900	76,300
III区分	III区分	10,400	72,800
II区分	II区分	8,100	56,700

4. 海外勤務者（ニューデリー）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	11,700	93,600
V区分	V区分	10,500	84,000
IV区分	IV区分	10,400	83,000
III区分	III区分	10,000	80,000
II区分	II区分	7,800	62,400

注： 労務費単価区分「IV区分-1」は役割責任区分VI区分（部長・館長・室長・特命部長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「IV区分-2」は役割責任区分V区分（グループ長・上級担当長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「IV区分-3」はグループ長補佐・担当長に任命した職員